

町内の事業者さまへ

店舗面積や従業員の数など
規模に応じて

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の事業者さまに対し、
今後の事業を継続していただくための助成金です。

対象条件を満たした場合

30
万円

または

60
万円

第3期

中小企業経営継続 奨励助成金

手続きの際は必ず電話で
ご予約ください！

対象業種

町内に事業所（店舗）がある中小企業者

- ・ 宿泊業
- ・ 小売業、飲食店
- ・ 卸売業、サービス業（生活関連その他）
- ・ 製造業、建設業、運輸業、情報通信業、物品賃貸業
- ・ 医療機関（個人開業に限る）

※単なるアパート経営（不動産賃貸業）は対象外です。

問い合わせ

役場企画商工観光課
商工観光班 ☎45-6983

詳しくは裏面をご覧ください

対象条件

- ①令和3年10月1日（基準日）現在において町内で営業し、今後も継続して営業する予定の事業者
 - ②売上高の減少が次のいずれかに該当する事業者
 - ア 令和3年7月から11月までのいずれかの月の売上高が前年もしくは前々年同期と比較して30%以上減少していること
 - イ 開業して1年を経過していない場合は、直近3か月の売上高の平均額が開業直後1か月（30日間相当）の売上高と比較して減少していること
 - ③町税等（町税、国民健康保険税）の滞納がないこと
- ※観光客を主たる顧客とする業種で、10月1日（基準日）現在において一時休業している事業所は、休業期間にかかわらず営業の再開が見込まれる場合は対象とします
- ※1事業者で複数の店舗を経営している場合も1事業所としての取扱いとします
- ※個人で経営する不動産賃貸業は対象外です



手続き方法

- ・受付期間 令和3年10月18日（月）から令和3年12月17日（金）まで
 - ・受付時間 午前9時から11時30分、13時から16時まで
 - ※30分ごとに予約を受け付けます（必ず電話でご予約をお願いいたします）
 - ・受付場所 役場2階 企画商工観光課 商工観光班窓口
- 手続きおよび内容審査完了後、概ね10日以内の支給を予定しています



手続きに必要な書類など

【30万円の申請の場合】	【60万円の申請の場合】
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 奨励助成金交付申請書（別記様式1号の5） <input type="checkbox"/> 納税状況確認同意書 <input type="checkbox"/> 今年と前年もしくは前々年の売上高を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 事業活動を証明できるもの（公的機関が発行する許可証の写しなど） <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の場合は確定申告書の写しもしくは会社登記事項証明書の写し ・個人事業主の場合は白色または青色申告書の写し ・その他労働保険関連の書面の写し ・行政機関が発行する許認可発行書面の写し ※第2期奨励助成金の交付を受けている場合は省略可 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 助成金振込先口座の通帳 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 左の6点 <input type="checkbox"/> 次のことを確認できる書面の写し <ul style="list-style-type: none"> 【小売業・飲食業関連】 店舗面積が500㎡以上とわかる図面等 【卸売業・サービス業・製造業・建築業など】 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（常時雇用する従業員の人数分） 【宿泊業】 旅館業許可証（保健所長発行）



奨励助成金の交付額

小売業・飲食業関連		卸売業 サービス業（生活関連その他）		製造業・建設業・運輸業 情報通信業・物品賃貸業 医療機関（個人開業に限る）		宿泊業	
店舗の面積		常時雇用する従業員数				宿泊定員数	
500㎡未満	500㎡以上	5人以下	6人以上	20人以下	21人以上	50名未満	50名以上
30万円	60万円	30万円	60万円	30万円	60万円	30万円	60万円

